

B型肝炎患者医療給付の更新申請について

有効期限は原則 1 年間 毎年更新が必要です。

* 交付まで 1~2 か月程度かかります。

* 更新するためには、本人や家族による郵送（簡易書留等が望ましい）又は保健所の窓口での申請が必要です。

* 郵送で申請される方は必ず日中連絡がとれる電話番号を欄外に記載してください。

<申請に必要なもの>

① B型・C型肝炎患者医療給付事業申請書

- ・申請者欄、住所のフリガナ、職業と同意書（裏面の下欄）へ記入
- ・鉛筆や消えるインクなどの記入は不可

② 診断書（申請日から3か月以内のもの）又は診断書に代わる確認書類の写し （くわしくは裏面参照）

③ 治療される方の世帯全員及び続柄について記載のある住民票の写し （発行日から3か月以内のもの）

→ 豊橋市：各窓口センターや市役所の市民課（西館1階）にて発行可

④ 治療される方及び同一世帯の方全員の市民税の課税年額（所得割）を証明する書類

1. 収入のある場合：課税証明書が必要

→ 豊橋市：各窓口センター又は市役所の資産税課（東館2階）にて発行可

※市民税（所得割）がわかる市民税の決定通知書などで代用が可能

（ただし、同一世帯内の決定通知書・証明書の年度を統一してください。）

※課税証明書は、申請時期によって必要となる年度が変わります。（以下参照）

4、5月	前年度（前々年分）の証明書
6月	前年度・当年度どちらの証明書でもかまいません。 ただし、同一世帯内の証明書の年度を統一してください。
7~3月	当年度（前年分）の証明書

2. 収入のない場合：非課税証明書が必要（ただし、中学生以下は不要）

⑤ 受給者票の写し

⑥ 受給対象者の保険種別が分かるものの写し

- ・マイナポータルの「資格確認画面」を印刷したもの
- ・保険者から送付された「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」の写し又は有効期限内の既存の保険証の写し
（有効期限が示されていない保険証は、令和7年12月1日まで）
- ・世帯の課税年額によってはご家族の保険種別が分かるものの写しが必要な場合あり

診断書に代わる確認書類の写しについて

- 原則として㊸と㊹の両方の添付が必要です。
- B型・C型肝炎患者医療給付事業受給者票に「※次回の更新申請には診断書（又は診断書に代わる確認書類の写し）が必要です。」の記載がない場合は、㊸のみの添付でも可能です。

㊸ お薬手帳の写し又は薬剤情報提供書の写し

（申請日に薬剤を内服していることが確認できる、最新のもの）

【確認事項】

- ① 処方日
- ② 肝炎治療薬名

㊹ 検査結果報告書の写し（検査日から6か月以内）

【確認事項】

- ① AST
- ② ALT
- ③ 血小板
- ④ HBV-DNA定量（B型肝炎ウイルスマーカー）
※結果が「検出されず」は可
「検査中」や「委託中」などは不可

【自己負担限度額】

区 分	自己負担限度額（月額）
世帯の市民税（所得割）課税年額が23万5千円以上の場合	20,000円
世帯の市民税（所得割）課税年額が23万5千円未満の場合	10,000円

その他ご不明な点がありましたら下記担当まで、お問い合わせください。

〒441-8539
豊橋市中野町字中原100番地
豊橋市保健所
保健医療企画課（肝炎担当者）



切り取って封筒の宛名
としてお使いください

電話：0532-39-9104（平日8:30~17:15）